



## 問われる 飼い主のマナーとモラル ～快適に過ごせる町に～

**道** 路や公園などに犬のふんが落ちて  
ているのを見たことありませんか。  
犬を飼っているすべての人が、ふ  
んを放置しているわけではありません。  
一部の心ない飼い主がルールを守  
れないため、飼い主みんながルールを  
守れないように見られてしまいます。  
人と動物が快く衛生的に共存するた  
めに、マナーを守りましょう。

◆苦情「散歩中の犬のふんを  
片付けないので、困っている。」

散歩中に飼い犬がしたふんを片付け  
ず、そのままにしていく飼い主が見ら  
れ、

「ふんの放置が多く、汚い。」  
「いつも同じ場所にふんをさせ、その  
まま放置している。」  
「スコップやビニールは持っているが、  
持っているだけで、ふんを持ち帰らな  
い。」



などの苦情が上がっています。  
ふんの放置が多い場所も、道路や公  
園、他人の敷地内など、さまざまです。  
犬は、自分でふんを片付けることは  
できません。飼い主が片付ける義務が  
あります。  
また、水の入ったペットボトルなど  
を携帯し、尿をした場合は、掛けて流  
すようにもしましょう。

●飼い主が責任をもって、  
持ち帰りましょう。



◎飼い主の責務を理解しよう

**須** 恵町飼い犬・猫のふん害等の防  
止に関する条例は、飼い主のマ  
ナーの向上とふん害などの防止に関す  
る意識の高揚をはかり、住民の良好な  
生活環境の維持、環境美化の促進に寄  
与することを目的に平成22年9月に制  
定されました。この条例では、飼い主

の責務を次のように定めています。  
一、飼い主としての責任を十分に自覚  
し、飼い犬を適正に飼養・保管する  
こと。また、迷惑行為の防止に努め  
ること。  
二、マナーの向上並びにふん害等の防  
止に関する意識の高揚を図り、町が  
行う施策に協力すること。  
三、飼い犬を移動（散歩）させるとき  
は、ふんを処理するための道具を携  
帯すること。  
四、ふんにより、公共の場所等を汚し  
たときは、ふんを持ち帰ること。  
五、尿により、公共の場所等を汚した  
ときは、他人に迷惑を及ぼさないよ  
う適正に処理すること。

犬の飼い主マナー川柳

- ふんの処理 そのひと手間が愛情です
- ふん踏んだ 嫌な気持ちかわからない
- 愛犬家 ふん取らないのは哀犬家

▼問合せ先 建設産業課

☎932・1438（ダイヤルイン）  
☎932・1151（内線217）

## 平成25年度新入園児募集

平成25年度町立幼稚園・認定こども園（短時間）の入園児を、次の要領で募集します。

▼入園資格と基準

○須恵町内に居住し、次の期間に生まれた幼児

①3歳児 平成21年4月2日～平成22年4月1日（アザレア幼児園・東幼稚園のみ）

②4歳児 平成20年4月2日～平成21年4月1日

③5歳児 平成19年4月2日～平成20年4月1日

○園教育に責任をもって協力できる保護者あるいは保護者代理人（同居または近くに居住の祖父など）がいる家庭

○保護者の責任で園まで送迎できる家庭

▼申請書配布期間 10月9日（火）～10月12日（金）

▼申請書配布場所 各園または子ども教育課

▼受付期間 10月15日（月）～10月19日（金）

▼受付場所 入園を希望する園に提出してください。

	3歳児	4歳児	5歳児	入園説明会	問合せ先
東幼稚園（注）	25人	70人	若干名	10月12日（金） 9時45分～11時	☎932-6313
南幼稚園	—	70人	若干名	10月19日（金） 9時45分～11時15分	☎933-2400
アザレア幼児園	25人	35人	若干名	10月10日（水） 10時～11時	☎935-4755
子ども教育課	—	—	—	—	☎932-1459 ☎932-1151（内線272）

（注）東幼稚園は、平成25年度から旅石区旅石グラウンド横に建設中の建物に移動します。

## 20歳になったら国民年金

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。みなさんの中には、「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている人はいませんか？

国民年金制度

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなが前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

増加する現役世代の負担

少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の人も納付した保険料以上の年金が受け取れます。

さらに賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利

です。

ただし、加入の手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、「あのときに・・・」と後悔する前に必ず国民年金の加入手続きを取りましょう。

加入手続き

20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送られる「国民年金資格取得届」に必要な事項を明記し、役場または近くの年金事務所へ提出してください。

学生納付特例と若年者納付猶予

学生や収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

▼問合せ先 住民課国民年金係

☎932・1467  
（ダイヤルイン）  
☎932・1151  
（内線118）